

標題

バラスト水管理条約の発効について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1085
発行日 2016年9月8日

各位

2016年9月8日にフィンランドがバラスト水管理条約を批准したことにより、同条約への批准国数は52ヶ国、その合計商船船腹量は世界の商船全体の35.1441%となりました。同条約の発効要件である30ヶ国以上の批准かつ批准国の合計商船船腹量が世界の商船船腹量の35%以上を満たしたことから、バラスト水管理条約は2017年9月8日に発効いたします。

バラスト水管理条約は、船舶のバラスト水の移送による海洋生態系への悪影響を防止するため、2004年に採択されました。国際航海を行う船舶は、2017年9月8日以降、船舶の起工日によって定められた処理装置の搭載期限までの間、沖合でのバラスト水交換が求められます。処理装置の搭載期限以後は、バラスト水処理装置を使用することが求められます。IMO 総会決議 A. 1088(28)及びMEPC 69の審議内容に従った処理装置の搭載期限を表1に示します。

表1 IMO 総会決議 A. 1088(28) 及び MEPC 69 の審議内容に従った処理装置の搭載期限

起工日	バラスト水容量	処理装置の搭載期限
2017年9月7日以前	全船(*)	2017年9月8日より後の最初の IOPP 更新検査まで
2017年9月8日以降	全船(*)	完工日まで

(*): 検査と証書の発給が要求されるのは、Floating platform、FSU 及び FPSO を除いた 400GT 以上の船舶。

弊社ウェブサイト上の以下リンク先において、バラスト水管理条約及び各ガイドラインの原文及び仮和訳をご覧ください。

<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/ballastwater/index.html>

また、現在の批准国につきましては、以下リンク先より、IMO ウェブサイト上の「Status of conventions」のリストをご覧ください。

<http://www.imo.org/About/Conventions/StatusOfConventions/Pages/Default.aspx>

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

検査のお申込み方法及び検査内容等の詳細につきましては、あらためて ClassNK テクニカルインフォメーションを発行し、お知らせ致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[バラスト水処理装置に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

[就航船の検査に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[その他に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp